

諮問日：平成 30 年 6 月 27 日（諮問第 9 号）
答申日：平成 31 年 4 月 26 日（答申第 8 号）
事件名：生活保護変更決定についての審査請求事件

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成 29 年 3 月 24 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求は、本件処分の取消しを求める部分については棄却すべきである。また、本件処分と平成 29 年 5 月分から 7 月分までの支給額との食い違いへの裁決を求める部分については却下すべきである。

第 2 事案の概要

- 1 平成 29 年 1 月 10 日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した（乙第 7 号証）。当該保護決定に際し、処分庁は、収入申告書に基づき月額 30,000 円の養育費に係る収入を認定した。
- 2 保護開始時に、処分庁が審査請求人の元夫に対して審査請求人の子についての扶養義務調査を行ったところ、金銭的に余裕がなくなり半年前に養育費の減額を求める調停を申し立て、最近では支払いができていない時があったが、今後の養育費の支払いについては毎月 3 万円を継続して支払うことを約束する旨回答があった（乙第 5 号証 1 頁）。
- 3 平成 29 年 3 月 24 日、処分庁は、審査請求人に対し、基準額の改定、冬季加算の削除、児童扶養手当の認定、収入充当の認定および教材代の支給に伴い、生活保護法第 25 条第 2 項に基づき保護の変更決定（以下「本件処分」という。）を行った（乙第 2 号証）。
- 4 平成 29 年 5 月 31 日、審査請求人は、処分庁の担当者に、「養育費がもらえなくて生活が苦しい。もう一度保護費の計算をして欲しい」旨、口頭で申し出た（乙第 5 号証 7 頁）。
- 5 平成 29 年 6 月 20 日、審査請求人は、滋賀県知事に対して審査請求書を提出した。
- 6 平成 29 年 7 月 6 日、審査請求人の元夫から処分庁に扶養届書が提出された。当該届書では、金銭的な援助の「援助の開始時期」について「既に行っている」に〇印が付され、「援助の方法・程度」について「①金銭により毎月（年） 円を送付します。」の項目に〇印が付され、同項目の空欄部分に「30,000」と記入されていた（乙第 4 号証）。

- 7 平成 29 年 10 月 18 日、審査請求人は、審査庁による補正の指示を受け、福祉事務所長の平成 29 年 3 月 24 日付けの審査請求人に対する保護決定通知書に関する処分を審査請求に係る処分の内容とする審査請求書（以下単に「審査請求書」という。）を提出することにより、上記 5 の審査請求書を補正した。

第 3 関係する法令等の規定

1 生活保護法

(1) 第 3 条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(2) 第 4 条（保護の補足性）

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(3) 第 8 条（基準及び程度の原則）

- 1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(4) 第 9 条（必要即応の原則）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(5) 第 25 条（職権による保護の開始及び変更）

- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

(6) 第 32 条（教育扶助の方法）

- 2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

- 2 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）

(1) 本文

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。

二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により」、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(2) 別表第1 生活扶助基準 (抜粋)

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額 (月額)

ウ 3級地

(ア) 3級地-1

第1類 (抜粋)

年齢別	基準額①	基準額②
6歳～11歳	28,750円	29,010円
30歳～40歳	33,980円	32,420円

第2類 (抜粋)

基準額及び加算額		世帯人員別
		2人
基準額①		40,560円
基準額②		42,340円
地区別冬季加算	VI区(11月から3月まで)	3,660円

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

$$\text{算式 } A \times \frac{0}{3} + B \times \frac{3}{3} + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額(ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする。)

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通減率

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別
	2人
率 ①	1.0000
率 ②	0.8850

(3) 別表第2 教育扶助基準

基準額

区分 \ 学校別	次に掲げる学校 一 小学校 二 義務教育学校の前期課程 三 特別支援学校の小学部
基準額 (月額)	2,210円
教材費	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額
通学のための交通費	通学に必要な最終限度の額
学習支援費 (月額)	2,630円

(4) 別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 \ 級地別	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	120,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃・間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以

下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

3 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額について(平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

1 住宅扶助(家賃・間代等)限度額

(1) 世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額

住宅扶助(家賃・間代等)の額(月額)は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	2人
3級地	42,000円

4 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

5 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

(1) 第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

3 教育費

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

小学校等 月額 670円以内

中学校等 月額 750円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(2) 第 10 保護の決定

2 保護の要否及び程度の決定

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第 80 条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)

6 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)

問 10 の 2 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の 5 割を超える額とする。

第 4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書の記載

ア 対象となる処分 福祉事務所長の平成 29 年 3 月 24 日付けの審査請求人に対する保護決定通知書に関する処分

イ 平成 29 年 3 月 24 日付けの保護変更決定通知書の内容とそれ以降の 5 月分からの支給額（5 月・6 月・7 月 計 3 ヶ月分）とのくい違いへの裁決を求める。

ウ 審査請求人は、平成 29 年 3 月 24 日付けの保護変更決定通知書の内容を受け取り、それ以降の生計を立てていた。しかしながら、5 月以降の養育費の支払いがとだえたために収入が減少し、平成 29 年 5 月に〇〇市福祉事務所長に申し出た。

〇〇市福祉事務所長は、その理由を養育費のためとしている。〇〇市福祉事務所の担当職員が養育費と判断したことは、事実誤認である。

以上の点から、本件処分（のうち養育費に関する部分）の取消しを求める。

(2) 補正前の審査請求書（平成 29 年 6 月 20 日に提出されたもの）の記載

ア 審査請求に係る処分の内容 支給額の見直し、改定を障害年金課の生活支援課、〇〇市福祉事務所長に求めたにもかかわらず、見直し、改定に応じず、そのままの支給額で翌月分の支給額を送りつけてきたため。

イ 審査請求の趣旨と理由 支給額の見直しや改定にその都度（毎月の状況や変動によって）応じると生活保護受給が決定した段階で伝えられていたにもかかわらず、支給額の見直しや改定が行われていないことによる経済困難に陥ったため日常の生活に支障をきたしている。

2 処分庁の主張

(1) 「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 養育費は、扶養義務者による扶養であり、生活保護法第 4 条第 2 項において、「民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されている。このことから、審査請求人の元夫に対して扶養義務調査を実施し、養育費を支払うことの実事確認があったため、養育費の認定を行っている。

(3) 養育費の認定は生活保護の開始日である平成 29 年 1 月 10 日から行っているもので、平成 29 年 3 月 24 日付け保護決定変更通知書により改めて決定しているものではない。

(4) 審査請求人からは口頭により養育費が途絶えたことの相談があったが、平成 29 年 3 月 22 日以降は生活保護法第 61 条にもとづく収入申告書の提出もなく、通帳等の証拠資料の提出もなかった。口頭による申し出だけでは生活保護法第 8 条および第 9 条に基づく必要即応の程度を図ることができず、保護決定変更処分をするには至らないと判断している。

(5) 加えて、平成 29 年 7 月 6 日の審査請求人の元夫からの扶養届書により、金銭的な援助について「既に行っている」「金銭により毎月 30,000 円を送付します」との調査結果があり、平成 29 年 1 月 19 日以降、養育費が継続していると考えられる。

- (6) ゆえに、「本件処分（のうち養育費に関する部分）の取消しを求める」とする審査請求人の主張は認められない。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

- (1) 本件処分について取り消しを求める審査請求は、棄却されるべきである。
(2) 本件処分と平成29年5月分から7月分までの支給額との食い違いへの裁決を求める審査請求は、却下されるべきである。

2 理由

- (1) 請求の趣旨のうち本件処分の取消しを求める部分についての判断

ア 法は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」（法第3条）と規定した上で、保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）と規定し、また、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」（同条第2項）と規定している。

そして、これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員別および地域別に区分した基準生活費ならびに加算等の最低生活費を規定している。

また、保護の程度であるところの法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容については、次官通知において「当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」と規定している。

これを本件についてみると、本件処分時において審査請求人について認定できる平成29年4月分の最低生活費150,520円と収入充当額120,330円の差額は、30,190円であり、平成29年3月24日時点において、平成29年4月分以降の保護支給額を30,190円とした本件処分に違法または不当な点は認められない。

イ 審査請求人は、平成29年5月以降の養育費の支払いが途絶えたために収入が減少した旨主張するが、本件処分が行われた3月24日時点における養育費の不払いについて主張するものではなく、同時点においては、養育費は滞りなく支払われていたものである（平成29年10月18日付け審査請求書）から、本件処分時点における収入認定に誤りは認められない。

養育費の不払いによる収入減が生じたのであれば、5月以降の時点において、

これを把握した処分庁において法第 25 条第 2 項に基づく保護変更を行うべき問題であり、審査請求人の主張する 5 月以降の養育費の不払いは、平成 29 年 3 月 24 日に行われた本件処分の適法性または相当性に影響を与えない。

ウ なお、審理員意見書には、以下の付言が付されている。

審査請求人とその元夫との間に、養育費に関し事前の取決めがあったとしても、現実に養育費が支払われない場合には、これは画餅に過ぎず、支払われない養育費が収入として認定されたままであれば、被保護者の最低生活の維持は困難となる。

この点、①平成 29 年 5 月 31 日に審査請求人から「養育費がもらえなくて生活が苦しい。もう一度保護費の計算をしてほしい」との申出があり（乙第 5 号証 7 頁）、②処分庁は、審査請求人の元夫に連日何度も架電しているものの、審査請求人の元夫と直接養育費の不払いの有無についての会話ができていないこと（乙第 5 号証 7 および 8 頁）、③保護開始時に、処分庁が、審査請求人の元夫に対し、審査請求人の子についての扶養義務調査を行ったところ、金銭的に余裕がなくなり半年前に養育費の減額を求める調停が申し立てられ、最近では支払いができていない時があったが、今後の養育費の支払いについては、継続して支払うことを約束する旨回答があったこと（乙第 5 号証 1 頁）等からすれば、審査請求人の元夫からの養育費の不払いが強く疑われる状況にあったものといえる。これに対し、審査請求申立後に、審査請求人の元夫から平成 29 年 7 月 6 日付けの扶養届書が提出されているものの、単に、養育費の事前の取決めの内容が記載されているに留まるものなのか、養育費が継続して支払われているのかは判断が不可能な内容であり、審査請求人からの「養育費がもらえなくて生活が苦しい。もう一度保護費の計算をしてほしい」との申し出がある以上、少なくとも養育費の振り込み口座の状況の確認を求めるなど法第 25 条第 2 項に基づく調査をした上で、養育費の収入認定に関する保護変更の要否について判断をすべきと考えられる。

なお、審理員において、審査請求人に対し、養育費の受取方法および受取状況についての質問ならびに養育費の取り決めに関する書類および受取口座の通帳の写しの提出を求めたが、審査請求人から応答はなかった。

(2) 請求の趣旨のうち本件処分の内容とそれ以降の 5 月分からの支給額との食い違いへの裁決を求める部分について

ア 審査請求人は、本件処分の内容とそれ以降の 5 月分からの支給額との食い違いへの裁決を求めるものである。この点について、処分庁の弁明はないものの、支給決定後の保護費の支給行為そのものは、審査請求人の権利関係を変動させるものではなく、「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第 1 条第 2 項）にはあたらず、不適法であり却下されるべきである。

イ なお、審理員意見書には、以下の付言が付されている。

本件処分は、平成 29 年 4 月分以降の支給額について 30,190 円とする保護変更決定であり、本件処分以降、新たに保護変更がされるまでの間においては、支給月額を 30,190 円とする行政処分の効力が継続しており、その後、平成 29 年 7 月 24 日までの間、処分庁による保護変更決定はされていない。

本件処分の支給決定月額 30,190 円から、法第 37 条の 2 に基づき代理納付された公営住宅費 13,700 円、法第 32 条により代理納付された給食費 3,500 円を控除した、12,990 円が審査請求人に対して交付される保護費になるところ、平成 29 年 5 ないし 7 月分の審査請求人への支給額 11,510 円と 1,480 円の齟齬が生じている。

上記の齟齬は、平成 29 年 4 月分の最低生活費として認定された教材代の一時扶助費 1,480 円について、平成 29 年 5 月分以降の支給額の変更がないまま、教材代 1,480 円を除いた 28,710 円の支給が行われていることから生じているものであるが、①当初から、平成 29 年 4 月分のみを支給額を教材代を含めた 30,190 円とし 5 月以降分の支給月額を教材代を除いた 28,710 円とする保護決定を行うか、または、②平成 29 年 5 月以降分を 28,710 円とする保護変更決定を行った場合には上記のような齟齬は生じないことになる。

支給決定額と実際の支給額との齟齬は上記のいずれかの措置がないために生じたものであるが、いずれかの方法によらない限りは、処分の相手方としては、支給決定額と実際の支給額との間に齟齬があると受け取らざるを得えず、上記のいずれかの措置をとることが適切と考えられる。

第 6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書「第 4 理由」に記載する理由により、本件処分の取消しを求める審査請求は棄却し、本件処分と平成 29 年 5 月分から 7 月分までの支給額との食い違いへの裁決を求める審査請求は却下する。

第 7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知、「物件の提出について（依頼）」の通知、「物件の提出期限の再設定について」の通知、「反論書（最終）の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知、処分庁から審理員に提出された物件の写しの送付などがされており、審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

(1) 審査請求の対象となる処分および審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書および補正前の審査請求書において、具体的な不服の内容に関する事項として、専ら本件処分後に審査請求人が処分庁に対して行っ

た申出等に対する処分庁の対応に係る事項を記述しているが、審査請求書によれば、審査請求に係る処分の内容として本件処分の内容が記載され、審査請求の理由として、「以上の点から、本件処分（のうち養育費に関する部分）の取消しを求める。」と記載されていることから、これらの記載により、本件審査請求の趣旨は本件処分の取消しを求めるものと解するのが相当である。

また、審査請求書には、審査請求の趣旨として「「1記載の保護決定通知書」の内容とそれ以降の5月分からの支給額（5月、6月、7月計3か月分）とのくい違いへの裁決を求める。」旨記載されていることから、当該3か月分に係る支給額の変更を併せて求める趣旨と解するのが相当である。

(2) 請求の趣旨のうち本件処分の取消しを求める部分についての判断

まず、本件処分の取消しを求める部分について、本件処分の違法性または不当性の有無を検討する。

ア 法は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」（法第3条）と規定した上で、保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）と規定し、また、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」（同条第2項）と規定している。

そして、これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員別および地域別に区分した基準生活費ならびに加算等の最低生活費を規定している。

また、保護の程度については、法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容は、次官通知において「当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」と規定されている。

イ これを本件についてみると、本件処分時において審査請求人世帯について認定できる平成29年4月分の最低生活費は、生活扶助費126,330円（保護の基準別表第1）、住宅扶助費13,700円（保護の基準内の実費、乙第5号証2頁）、教育扶助費9,010円（保護の基準別表第2、局長通知第7の3(2)）、一時扶助費（教材代）1,480円（局長通知第7の3(3)、乙第16号証）の合計150,520円である。

これに対して、審査請求人の収入として、児童手当10,000円（乙第5号証2頁）、児童扶養手当42,330円（乙第5号証2頁）、父母からの仕送り33,000

円（乙第8号証）、元夫からの養育費30,000円（乙第6号証）が認められる。また、申請時の保有容認額を超える39,309円のうち5,000円を収入充当額として認定したものである（乙第5号証5頁、局長通知第10の2の(8)、課長通知第10問10の2の1）。

以上により、本件処分時において審査請求人について認定できる最低生活費150,520円と収入充当額120,330円の差額は30,190円であり、平成29年3月24日時点において、平成29年4月分以降の保護支給額を30,190円とした本件処分に違法または不当な点は認められないから、本件処分の取消しを求める審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、平成29年5月以降の養育費の支払いが途絶えたために収入が減少した旨主張するが、これは本件処分が行われた3月24日時点における事情について主張するものではないから、本件処分の適法性または相当性に影響を与えない。

(3) 本件処分の内容とそれ以降の5月分からの支給額との食い違いへの裁決を求める部分について

審査請求人に対して平成29年5月分ないし同年7月分に支給された各月の保護費の額は、法第37条の2に基づき代理納付された公営住宅費13,700円、法第32条により代理納付された給食費3,500円および直接審査請求人に交付した11,510円の合計28,710円であり、本件処分において示された保護費の月額30,190円を1,480円下回っていることが認められる。

審査請求人が審査請求の趣旨として記載する「くい違いへの裁決」の語の意義はいささか不分明であるが、これを当該5月分以降の支給について本件処分による額を支給するよう求める趣旨と解した場合、金銭の支給行為そのものは、審査請求人の権利関係を変動させるものではなく、「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第1条第2項）に当たらないことから、不適法であり却下を免れない。

3 付言

(1) 養育費に係る収入認定について

審理員意見書の2(3)付言に記載のとおり、仮に、保護費の算定において実際には支払われない養育費が収入として認定されたままであれば、被保護者の最低生活の維持は困難となる。

この点、平成29年5月31日に審査請求人から「養育費がもらえなくて生活が苦しい。もう一度保護費の計算をしてほしい」との申出があった（乙第5号証7頁）際には、処分庁は、審査請求人の元夫（以下「元夫」という。）が支払義務を負う養育費（以下「養育費」という。）について、扶養届書等により状況を確認しようとしていることが認められる。

そして、扶養義務者による扶養は法による保護に優先して行われるべきこと（法第4条第2項）、当該扶養届書においては援助の開始時期について既に行っているとの回答があったこと（乙第3号証）、保護決定時の扶養義務調査において、今後の養育費の支払いについて継続して支払うことを約束する旨の回答があったこと（乙第5号証1頁）、審査請求人からは処分庁に対して養育費が支払われなくなったことを証明または疎明する資料が示されていないこと（弁明書3(4)の記述）、審査請求人は同年6月以降には処分庁に対して養育費の不払いに係る申出等をしておらず（当審査会からの質問に対する平成31年1月25日付け〇〇〇〇号処分庁回答）、同年5月以降は処分庁の訪問調査の受入れも拒否し（前掲処分庁回答）、審理員からの資料提出の求めにも応じていないこと（事件記録）、といった事情が認められる。

しかしながら、処分庁は平成29年5月以降に養育費の支払いがあったことを客観的に確認できる情報を有してはいないこと、保護決定時の扶養義務調査では元夫から処分庁に対して最近では支払いができていないときがあった旨の説明があったこと（乙第5号証1頁）といった事情の下では、審査請求人から養育費が支払われていない旨の申出があった以上は、養育費の収入認定について、実際に養育費が支払われているか否かを把握する観点から一層の調査に努めるべきであったと考えられる。

(2) 本件処分の内容と支給額との食い違いについて

上述の本件処分による保護費の額と実際の支給額との1,480円の不一致は、審理員意見書3(2)の付言において言及するとおり、平成29年4月分の最低生活費として認定された教材代の一時扶助費1,480円について、平成29年5月分以降の支給額の変更がないまま、教材代1,480円を除いた28,710円の支給が行われていることから生じたものと認められる。本来であれば、このような不一致が生じないよう、本件処分において同年5月分以降に支給すべき額を併せて決定しておくか、同年5月分以降について新たな保護変更決定を行うことが適切であったといえるべきである。

第8 結論

以上のとおり、本件審査請求における請求内容のうち、本件処分の取消しを求める部分については棄却し、本件処分の内容とそれ以降の5月分からの支給額との食い違いへの裁決を求める部分については却下とする審査庁の判断は妥当であることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第9 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 30 年 6 月 27 日	・ 審査庁から諮問を受けた。
平成 30 年 12 月 10 日 (第 1 回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 31 年 1 月 16 日	・ 処分庁に対して資料の提出を求めた。
平成 31 年 1 月 25 日	・ 処分庁から資料が提出された。
平成 31 年 1 月 30 日 (第 2 回審査会)	・ 審査会事務局から処分庁に対する意見聴取の結果について報告を受けた。 ・ 答申の方向性について審議を行った。
平成 31 年 3 月 12 日 (第 3 回審査会)	・ 答申案について審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 佐 伯 彰 浩

委員 門 脇 宏

委員 山 本 久 子